

千葉県自然公園指導員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自然公園法（昭和32年号外法律第161号）及び千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）の規定に基づき指定する自然公園、並びに千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）の規定に基づき指定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「自然公園等」という。）の自然環境の保全と適正な利用の推進を図るために設置する千葉県自然公園指導員（以下「指導員」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（委嘱）

第2条 指導員は、次の各号の要件を満たす者について、市町村長又は関係する団体（別記）の長（以下「市町村長等」という。）の推薦に基づき、千葉県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者を委嘱する。

- 一 自然環境の保全に関し相当な知識と熱意を有する者
- 二 自然公園等の地理に精通し、その利用者に対し柔軟な対応で適切な指導ができる者
- 三 第5条に定める任務の遂行が可能であり、ボランティアとして協力する意思のある者
- 四 委嘱の日において満25歳以上満70歳未満の者。ただし、市町村長等が適当と認める者にあつてはこの限りではない。

（委嘱期間）

第3条 指導員の委嘱期間は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、当該2年間の途中で委嘱した場合の委嘱期間は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

（解嘱）

第4条 知事は、指導員が次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を解除することができる。

- 一 自己の都合により、委嘱の解除を申し出たとき。
- 二 心身の故障のため任務の遂行が困難であると認められるとき。
- 三 本要綱に反する行為をした場合、その他指導員としてふさわしくないと思われるとき。
- 四 その他知事が必要と認めるとき。

（任務）

第5条 指導員は、自然公園等において、千葉県環境生活部自然保護課長（以下「自然保護課長」という。）が別に定める巡視を行うとともに、次の各号の中から地域の実情に応じた任務について強制力を伴わない範囲で行うものとする。

- 一 自然環境の保全に関する思想の普及に関すること。
- 二 野生動植物及び郷土記念物等の保全に関すること。
- 三 自然公園等の利用ルール及びマナーの徹底並びに自然解説及び事故防止に関すること。
- 四 違反行為等に関する知事への情報提供に関すること。

(報酬)

第6条 指導員の報酬は、無給とする。

(報告)

第7条 指導員は、4月1日から3月31日までの活動状況について、翌年度の4月30日までに、推薦者である市町村長等に報告書様式1により報告するものとする。

2 市町村長等は、前項の報告を取りまとめの上、5月31日までに、地域振興事務所長（ただし、千葉市長、市原市長及び関係する団体の長においては自然保護課長）に提出するものとする。

3 指導員は、第1項の規定に関わらず、公園施設等の損傷等、速やかな対応が必要な事案が生じた場合にあっては、市町村長及び地域振興事務所長（ただし、千葉市長、市原市長及び関係する団体の長においては自然保護課長）に、報告書様式2又は当該様式に沿って電話、FAX等により報告すること。

(研修等)

第8条 知事は、指導員の資質及び自然環境の保全に関する知識の向上を図るため、資料の提供及び研修会等を行うものとする。

(災害保障等)

第9条 知事は、この要綱に定める任務等による事故に備えて、指導員を被保険者とする災害保障保険に加入するものとする。

2 前項の保険加入に係る事務及び保険金の支払いに関する手続きは、自然保護課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、指導員の設置及び運用に関して必要な事項は、自然保護課長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(自然保護指導員設置要綱の廃止)

2 自然保護指導員設置要綱（昭和49年12月10日）は、廃止する。

別記

公益財団法人 日本自然保護協会

一般財団法人 休暇村協会

特定非営利活動法人 千葉自然学校

千葉県自然公園指導員活動状況報告書

＜氏名＞	＜住所＞
＜委嘱時に登録した 活動公園名又は地域名＞	
＜実際に活動した 公園名又は地域名＞ (複数可)	
＜年間活動日数＞	日
＜主たる活動内容の概要＞ (記入例：利用者への指導内 容、情報の収集・提供等)	
＜特記事項＞ (活動中に特に気になったこ と等について記載)	

●記入上の注意

- (1) この報告書は、推薦者である市町村長又は千葉県自然公園指導員に係る団体の長に、翌年度の 4 月 30 日までに必ず提出してください。
 - (2) 活動の期間は、年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) ごととします。
- その他、特に報告したい事項があれば、様式は定めませんので、自由な様式で報告してください。

情報提供

<氏名>		<連絡先>	
<活動公園名または地域名>			
①現地の状況（発生している問題等）			
②現場の位置（できるだけ詳しく）			
③発見日時			
④対応についての提言			

● 記入上の注意

- (1) この様式は、速やかな対応が必要な事項に関する報告に使用してください。
- (2) 報告は、郵送、メール等どのような手段でも結構です。
- (3) 連絡先は自然保護課、地域振興事務所又は市町村役場から連絡が取れる電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等を記入してください。
- (4) ①②③はできるだけ詳しい内容を記載してください。なお、②について、可能な場合は位置を示した地図を添付してください。
- (5) ④は現地の状況から必要と思われる対応等があれば記載してください。